

ニュースレター

第 17 号

平成20年(2008)

9月30日発行

厚生労働省の独立行政法人評価委員会において、当法人の平成十九年度の業務実績の評価及び中期目標期間（平成十五年度から十九年度まで）の業務実績の最終評価について審議が行われ、その評価結果が公表されました。

まず、平成十九年度の業務実績については、「全体としてはのぞみの園の設立目的に資するものであり、中期目標の達成に向けて努力をしたものと評価できる」旨の評価をいただきました。しかしながら、年度当初に入所利用者の所在不明事故が発生し未解決となっていることから、「施設利用者の安全の確保と生命の尊重」という基本原則

が守られなかった憂慮すべき事態であるとして、再発防止対策の徹底等の厳しいご意見、ご指摘がありました。

この件を含め、中期目標期間の業務実績の最終評価と重なる部分が多いので、以下最終評価の要点をご紹介します。

① 障害者自立支援法による新事業体系への転換に際して同法の理念の徹底と効果

的な実施を図るため、職員の意識改革を含めサービス提供体制の整備を図り、また、中期目標期間を通じて、地域移行の推進を図るための業務運営体制の整備に積極的に取り組んできたこと。

② 業務運営の効率化に伴う経費節減については、役職員の計画的な給与引き下げ等により中期目標において設定された運営費交付金の一三割以上の節減を達成し、独立行政法人化以前と比較して約四億円が節減できたこと。

④ 調査・研究及び研修については、重度・重複の知的障害者の地域移行に関する調査・研究に取り組むとともに、全国の知的障害者の福祉・保健医療等の業務に携わる者の資質向上を図るためのセミナー等を積極的に実施していること。

第三に、モデル事業を通じて、国の政策課題である「行動障害等を有するなど著しく支援が困難な障害者に対する支援」に取り組むなど、独立行政法人として、特色のある先駆的な取り組みを行うこと。

独立行政法人評価委員会による評価結果の報告

第一期中期目標期間においては、新法人の目的達成のため着実に成果を積み重ねることができたと考えています。最終年度に所在不明事故を生じさせてしまったことは痛恨の極みであります。関係者の皆様にあらためて深くお詫び申し上げます。第二期中期目標期間においては、事故発生

③ 地域移行の取組については、施設利用者の年齢・在籍期間及び地域の受け入れ体制等の概して良い条件とは言えない中で、四十四人が出身地での地域生活のためにのぞみの園を退所したほか、関係自治体や事業所と調整中の者が二十二人いるなど、着実に成果をあげてきたこと。また、数値目標と実績との間に大きな開きがあるが、一人ひとり人権を尊重して丁寧な手順を踏んで取り組んでいること。

第二に、今後も地域移行のプロセスを重視し、施設利用者本人や保護者・家族に対する丁寧かつきめ細かい対応を継続しつつ、施設利用者本人の意向を最大限尊重した地域移行が早期に実現されるよう、取り組みの一層の充実を

図ること。

（理事長 遠藤 浩）

社会生活支援センター準備室について

罪を犯した知的障害者の地域社会での自立を目指して

当法人では、今年度から始まった第二期中期計画の、「行動障害等を有するなど著しく支援が困難な者の自立した生活が可能になるようなサービスモデル等を構築するとともに、他の知的障害関係施設等に対して情報提供を行う」に基づき、「罪を犯した知的障害者に対して再犯を防止し、自立に向けた支援」を行うことになりました。そして、4月1日付で「社会生活支援センター準備室」を地域支援部に設置し、11人の職員が他の業務との併任で配置されました。

今年度においては、担当職員の育成をはじめとした実施体制の整備を図るとともに、年度後半をめぐり罪を犯した知的障害者の有期限による受け入れを行い、自立に向けたモデル的支援を提供することとしています。

また、これらの実践等を通じて、矯正・更生保護等の関係機関との連携・協力による効果的な支援のあり方と、必要な体制・機能について検討することも目標としています。この事業の意義と目標を、

した。具体的には、刑務所等の現場の状況を知るため、少年院・刑務所・更生保護施設の訪問（訪問記参照）や、関連する研修会への職員の参加などを行っています。

それらの活動を通して、色々な問題点が分かってきました。例えば、刑務所出所者のうち、仮出所の約三五％、満期出所では約五七％が五年以内に刑務所に再入所している現状にあり、出所後の自立支援が、国の政策課題の一つとなっていること。高齢や障害を持つなど自立が困難な者は、年間約千人が出所すること。再犯を防止し、自立した生活に結び付けるには、出所と同時に、住む場所や収入を得るための就業・福祉サービスの受給等が必要であることなどです。

仮出所であれば、保護観察期間内に保護司や身元引受人の支援で、福祉への受給申請

等を行うことが可能であり、出所と同時に、知的障害者に提供される福祉サービスへつなげていくことができます。

しかし、知的障害者の多くは、居住地・身元引受人が定まらないことなどで満期出所となっています。出所後も頼れる人はなく、一人では様々な手続きを行うこともできず、就労もできないことが多いのが実態です。つまり、適正な福祉サービス等を受けられないために、社会生活に適応できずに再犯に至りがちな状況にあります。

さらに、受刑している知的障害者のほとんどが福祉サービスを受けにくい状況にあることも明らかになっています。平成十八年度の厚生労働科学研究（田島班）が、全国の刑務所のうち十五か所、二万七千二十四人を調査したところ、知的障害または知的障害が疑われる者が四百十人いたにもかかわらず、療育手帳保有者は二十六人に過ぎませんでした。場合によっては市町村の担当者が、福祉サービスの対象者が受刑している事実さえも知らないこともあり

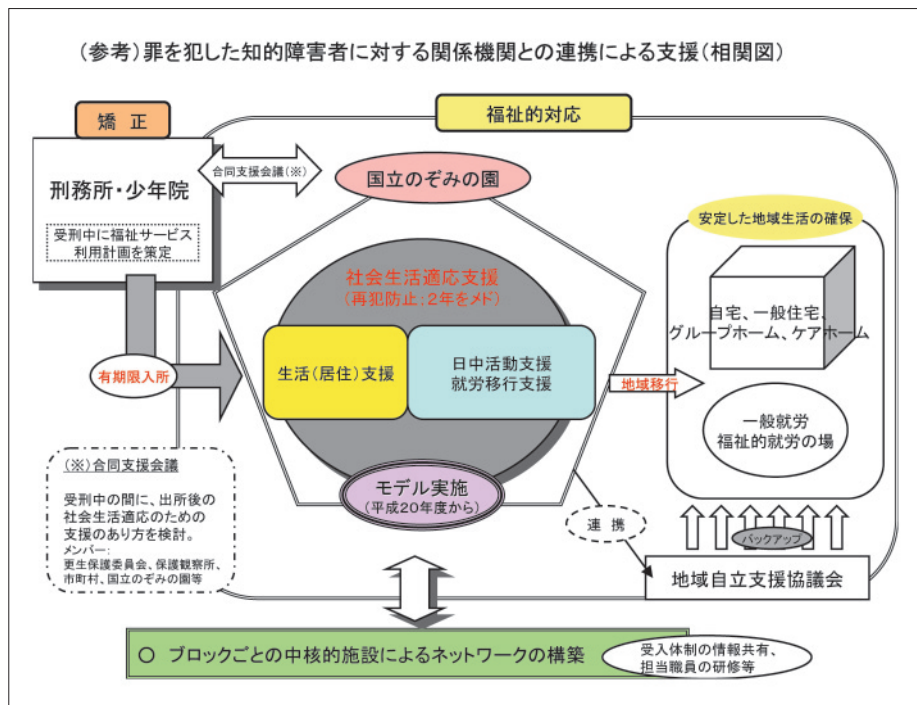
ます。まさに法務と福祉の制度の

狭間にいる障害者の問題でした。ただし、犯した罪は、窃盗（万引・置引）や詐欺（無銭飲食）などが多く、犯罪に至った要因を軽減することで再犯防止は取り組みやすいとの意見も多いようです。

こうした現状を踏まえ、当法人の基本計画としては、まず、矯正施設と保護観察所、市町村福祉担当の協力のもとで、受刑中に福祉サービスの受給申請手続きや地域移行までの個別支援計画を協議し、必要な者には出所後の一定期間、更生保護施設や福祉施設で、一般社会生活への適応訓練と職場実習などの職業訓練を行うことにより、自立した地域生活に結び付ける支援が必要と考えました。（フロート参照）

身元引受人がいない者に対しては、福祉施設への入所利用を本人が望めば、施設職員を身元引受人として仮釈放が可能となり、福祉サービスへつなぎやすくなると考えました。

当法人としては有期限（二年間以内をめぐりとして）で、年間二人程度を受け入れ（入所、通所）で、生活・就労支援を行い、出身地への地域生



活移行を目指すこととしまし
た。平成二十年十月からは、
活動支援部において就労移行
支援事業を開始することにな
っており、その対象者とする
ことも予定しています。

有期限・有目的とすることに
より、利用者本人が生活に対
する目標と意欲を持つことが
できると考えています。施設
での生活は目的ではなく、街

での暮らしと就労という、地
域での自立した生活を目標と
しています。(地域移行後も
レスパイト的な役割は担って
いきたいと考えています。)

当法人としての支援に当た
っては、入所経緯で他の利用
者と区別は行わず、特別な居
住区を設置することも計画し
ていません。

平成20年度障害者自立支援調査 研究プロジェクトの研究事業

厚生労働省、平成二十年度
障害者自立支援調査研究事業
として申請したところ、社会
福祉法人南高愛隣会(長崎
県)、社会福祉法人滋賀県社
会福祉事業団(滋賀県)との
共同研究として、それぞれが

た支援体制を整備することが
効果的であるか、その体制の
あり方と必要な機能について
の研究検討委員会を設置する
ことになりました。

また、国もこの事業の必要
性を認め、法務省では、矯正
および更生保護の現場への福
祉担当者の配置、厚生労働省
では、矯正施設と福祉サビー
スをつなげる支援センターの
設置を精力的に検討している
ようです。

現在、研究検討委員会のワ
ーキングチーム会議を月一回
のペースで開催し、法務省・
厚生労働省の担当者、行

あわせて、受刑中の知的障
害者を福祉サービスにつなげ
る役割を担う仕組みとしての
「社会生活支援センター(仮
称)」を全国各地に設置する
ため、どのような機能を持つ

政の担当者、保護観察所、更
生保護施設、社会福祉施設、
地域支援センターの担当者な
どが集まり現場の状況を訴
え、支援センターが実現した
ときのマニュアルになるよ
う、協議結果を国に提言して
いく予定です。

また、研究結果をもとに、
現状を国民に周知・啓発し、
支援体制のネットワーク化を
図るためのセミナーが各地で
開催される予定であり、当法
人としては、平成二十一年二
月九日(月)～十日(火)に
高崎市内で開催いたします。

さらに全国にあるコロニー
等と呼ばけ、セフティーネ
ットとしてケアマネジメント
できる機能を全国に普及させ
たいと考えています。

(地域支援部長 小野 隆二)

**国立のぞみの園
福祉セミナー2008**
(発達障害～その多様性と向き合う)

日 時: 平成20年11月7日(金)
12時30分～
11月8日(土)
14時まで

場 所: ホテルメトロポリタン高崎

内 容: 発達障害者の支援に関する知識・
技術等の向上を図ることを目的
として、発達障害に関する諸分
野の専門家6人による下記の講
演を行う。

- ・「自閉症スペクトラムの脳機能研究」
遠藤太郎(新潟大学)
- ・「発達障害とてんかん」
久保田文雄(群馬大学)
- ・「子どもへのまなざしー発達障害の
子どもと家族に寄せてー」
佐々木正美(川崎医療福祉大学)
- ・「自閉症のバリアフリーー理解から
始まる支援ー」
藤村 出(のぞみの園)
- ・「自閉症スペクトラム障害の追跡調査」
成田秀幸(群馬大学)
- ・「少年非行と発達障害」
有賀道生(群馬大学)

参加費: 8,000円
問い合わせ先: 027-320-1367(企画研究部)

訪問記

矯正施設 および 更生保護施設

刑務所
少年院

社会生活支援センター準備室では、知的障害者が犯罪を繰り返さないために必要な福祉サービスや、矯正施設・更生保護施設における知的障害者のおかれている現状等を知るために訪問した、少年院1か所・刑務所2か所・更生保護施設1か所について報告します。

神奈川医療少年院

(神奈川県相模原市)

5月14日訪問

この施設は、収容者の二九パーセントが知的障害者、二一パーセントが発達障害者でした。

処遇の特徴は、基本的な生活習慣及び生活技術を体得するための指導、家族や周りの人たちと上手に関わっていくための指導、働くことの大切さや創造することの楽しさを知らせるための指導などです。具体例としては、施設内に設置された売店で模擬貨幣を使つての買い物練習などがあります。処遇の基本は、①長所を見つけて誉める②正面からの叱責はしない③できるだけ待つ④こだわりを拒否し

ないなど、「待つ」「聴く」「育てる」の姿勢で行っています。

質疑応答では、出所前に療育手帳の取得等の福祉への手続きについても取り組んでいるとのことでした。

喜連川社会復帰促進センター

(栃木県さくら市)

6月24日訪問

ここは、東日本で唯一のPFI手法(官民協働による運営)と構造改革特区制度を活用した新しいタイプの刑務所です。受刑者の約二七パーセントが知的指数七〇未満(矯正協会作成の心理測定検査)でした。

処遇の特徴として、精神・知的・身体障害を有する受刑者を収容する「特化ユニット」

前橋刑務所

(群馬県前橋市)

8月2日訪問

があり、そこでリハビリテーションや作業療法等を取り入れ、受刑者の特性に応じた対応をしています。また、障害等により外の運動場への移動が困難な受刑者のために、居室と単独運動スペースを併設した房もありました。建物はバリアフリーであり、障害者専用浴室が備えられています。衣類についても、手足の不自由な受刑者に対して更衣しやすいようにボタン・ファ

前橋刑務所では、再犯者や暴力団員の短期処遇者、また、外国籍者を多く(十七か国百二十四人)受け入れています。知的障害者の割合は把握しておらず、知的障害を持つ人への個別プログラムもありません。軽作業を他の受刑者と同様に発行しており、特に問題はないとのことでした。

刑務作業は受刑者の能力や刑期などを考慮して、木工・印刷・洋裁等を行っています。また、社会に出る前に各種手続きや社会性を身につけるため、釈放前指導として一定期間(仮釈放二週間、満期

釈放一週間)、別棟で生活します。

釈放一週間)、別棟で生活します。

更生保護法人 群馬県仏教保護会

(群馬県前橋市)

8月2日訪問

スナーなどの工夫がされています。質疑応答では、出所後の福祉につなげる具体的な方法として、社会福祉士や精神保健福祉士の資格を有した専門職員が対応しているとのことでした。しかし、知的障害のうち療育手帳を所持している人はおらず、申請についても帰宅調整などの問題からなかなかできないのが現状とのことでした。

同日訪問した、更生保護法人群馬県仏教保護会は、寺院が設立母体となっている全国唯一の更生保護施設です。更生保護施設では、帰住地や身元引受人のない刑務所出所者等に対し、保護観察所の委託により宿泊場所や食事を提供して、再び犯罪や非行に陥ることのないように保護します。また、職員が入所者と生活をともにして、生活指導・就職の援助等を行い社会復帰の手助けをします。

訪問時には、仮釈放等で保

護観察に付されている人(救護・援護者)や、刑執行終了者等(更生緊急保護者)、二十一人の入所者がいましたが、障害のある人はいませんでした。

* * *

以上の調査を行った結果、受刑中の知的障害者のほとんどが療育手帳を所持しておらず、十分な福祉サービスを受けられずに罪を犯して刑務所に入ってしまう現状を知りました。また、帰住先が確保できないこと等で仮釈放できずに満期釈放となり、結果として再犯に至ることが多いことを知りました。

刑務官の方との質疑応答では、福祉現場の私たちが法務関係のことを理解していないのと同様に、法務サイドでは福祉の仕組みを知らないことがわかりました。

これから、罪を犯した知的障害者の社会復帰に向け、協働して支援していくためには、相互理解を深める場や機会がよりいっそう必要なことを感じました。

(地域生活体験ホーム、

社会生活支援センター

準備室併任 飯塚 浩司)

行動援護従業者養成研修中央セミナー開催の案内

当法人では、厚生労働省「障害者自立支援調査研究プロジェクト」補助金事業の一環として、平成18年度から群馬県内で実施してきた「行動援護従業者養成研修中央セミナー」（以下、「中央セミナー」）を、今年度は全国を6ブロックに分けて開催する運びとなりました。

行動援護従業者養成研修中央セミナープログラム

	9～10時	10～12時	昼	13～15時	15～17時	19時30
1日目	開講式	全体講義 行動援護を理解する		行動援護の基本Ⅰ	行動理解の基礎	情報交換
2日目	演習	行動援護の技術①		行動援護の技術②		
3日目	演習	事例分析		演習の発表	まとめ	閉講式

【北海道研修の講師等のご紹介】

第1日目 9月9日(火)

プログラム	講師
「行動援護を理解する」 ～制度の成り立ちと支援の実態～	講師：田中正博【国立のぞみの園】
「行動援護の基本Ⅰ」	講師：横田岳史 〔(社) 是るにの里バーンサポートセンター(あけぼの)〕
「行動理解の基礎」	講師：中野喜恵 〔(社) 是るにの里相談室(あけぼの)〕
「情報交換会」	講師：高原伸幸 〔厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉専門官〕

第2日目 9月10日(水)

プログラム	講師
「行動援護の技術Ⅰ」 ～アセスメントの実態～	講師：安井愛美【サポートセンターびっころ】
「行動援護の技術Ⅱ」 ～サービス改善プラン～	講師：安井愛美【サポートセンターびっころ】 インストラクター： 伊藤寿彦【NPO法人ゆにぶる】 山口久美【(有)SNOW DREAM・前(社)ぐんぐん】 桑原綾子【NPO法人コミュニケーションハンディキャップ研究会 ライフサポートここはうす】 中野喜恵【(社) 是るにの里相談室(あけぼの)】 石田昭人【札幌市自閉症・発達障がい支援センター】 横田岳史【(社) 是るにの里バーンサポートセンター(あけぼの)】 和久井三保子【相談室(あけぼの)】 田口茂幸、原武志【国立のぞみの園】

第3日目 9月11日(木)

プログラム	講師
「事例分析」① ～グループ演習～	講師：山口久美【(有)SNOW DREAM・前(社)ぐんぐん】 インストラクター： 伊藤寿彦【NPO法人ゆにぶる】 安井愛美【サポートセンターびっころ】 桑原綾子【NPO法人コミュニケーションハンディキャップ研究会 ライフサポートここはうす】 中野喜恵【(社) 是るにの里相談室(あけぼの)】 石田昭人【札幌市自閉症・発達障がい支援センター】 和久井三保子【相談室(あけぼの)】 田口茂幸、原武志【国立のぞみの園】
「事例分析」② ～グループ演習の発表～	講師：山口久美【(有)SNOW DREAM・前(社)ぐんぐん】 インストラクター：同上
「まとめと復習」 演習の効果測定など	講師：安井愛美 インストラクター： 伊藤寿彦【NPO法人ゆにぶる】 桑原綾子【NPO法人コミュニケーションハンディキャップ研究会 ライフサポートここはうす】 中野喜恵【(社) 是るにの里相談室(あけぼの)】 石田昭人【札幌市自閉症・発達障がい支援センター】 和久井三保子【相談室(あけぼの)】 田口茂幸、原武志【国立のぞみの園】

これは、昨年度までの開催の主な目的であった「都道府県研修で中核的な役割を果たしていただけの方の養成」に加え、今年度は「障害者自立支援法に基づく行動援護の普及」「従業者の養成」「サービスの質の確保」「都道府県研修の活性化」もねらいとしているためです。

今年度の中央セミナーは、昨年度に行動援護従業者養成研修中央セミナー演習プログラム検討委員会（平成十九年度厚生労働省「障害者自立支援調査研究プロジェクト」の一環）で開発した演習プログラムを活用して行います。その詳しい内容は、ニュースレター第15号「行動援護従業者養成研修中央セミナーⅡ開催概要」で紹介しております。

でご参照ください。大まかな内容は、図のとおりです。講師ならびにインストラクターについては、行動援護従業者養成研修全国推進プロジェクトチーム委員のほか、開催地方で行動援護や相談事業の第一線でご活躍されている方等をお願いしています。

なお、受講対象者についてはこれまでと同様に、発達障害の支援に精通しており、都道府県研修のインストラクター候補者もしくは企画全般に携われる方を受講対象としております。

北海道研修を

開催

を北海道で開催しました（以下、「北海道研修」）。

北海道研修は、厚生労働省ならびに北海道の後援をいただき、北海道立道民活動センター（かでる2・7）を会場に、二十八人のご参加をいただき実施しました。受講者の多くは、北海道の行動援護従業者や研修機関等の方でしたが、千葉県や沖縄県からも遠路はるばる参加してくださいました。

研修は、主催の国立のぞみの園の遠藤理事長のあいさつに始まり、次いで、後援をいただいた北海道の福浦忠雄参事よりごあいさつをいただきました。遠藤理事長からは、のぞみの園の地域移行の現状や罪を犯した障害者への支援

6Pに続く



5Pから続く

についての事業概要、法人主催による今年度開催のセミナーと今後の方向性についてお話しがありました。福浦参事からは、北海道の行動援護の現状について、平成十八年度には八十六であった事業所数が、平成二十年七月現在で百六事業所に増加し、利用者に関しても百九十四人から三百人と約一・五倍となっていること。また、今後もより一層、適切なサービスを提供して、

事業を拡大していくことの必要性についてお話しがありました。

情報交換会では、厚生労働省社会・援護局障害福祉課の高原伸幸障害福祉専門官を講師に、受講者、研修講師・インストラクター、北海道保健福祉部の方々が参加し、行動援護の現状と課題について議論されました。行動援護の利用時間についての制限が、月単位または週単位と地域差があること、事業所として行動援

護の利用を勧めても、手続きの手間等を理由に保護者が利用をためらうケースもあるなど、地域による違いや従業者としてのものどかしさなどについて、参加者同士が共有・共感したほか、「こうなる」ともつといい」という行動援護に対する要望も聞くことができました。

平成20年度の中央セミナー(地方版)今後の開催予定

開催予定研修	日 程	会 場 等
【愛媛県研修】	10月27日(月)～29日(水)	①愛媛県総合社会福祉会館(27日) ②愛媛県身体障害者福祉センター(28・29日)
【東京都研修】	11月25日(火)～27日(木)	品川区立中小企業センター
【岩手県研修】	12月16日(火)～18日(木)	①岩手県医師会館(16日) ②岩手県盛岡地区合同庁舎(17・18日)
【佐賀県研修】	1月26日(月)～28日(水)	グランデはがくれハーモニーホール
【調 整 中】	2 月	調整中

今後、開催を予定している中央セミナーは、表のとおりです。多くの方のご参加をお待ちしております。

なお、本研修等に関するお問い合わせは、企画研究部の水田・村岡(〇二七三〇一三六七)までお願いいたします。

ている「事前・事後チェックリスト」の結果については、受講者全員の正解率が上がっており、本研修により従業者ないし行動援護に関係する方々の知識が向上したことが確認できました。研修での学びを、現場での支援や、養成機関における講義内容に生かしていただければと願っております。

(企画研究部

研究係 村岡 美幸)

障害者支援施設等への

援助・助言の概況

平成十九年度に援助・助言を行った総数は百三十件でした。内訳として最も多いのが個別支援計画に関するもので、全体の半数を超えています。個別支援計画の策定は、障害者自立支援法に基づく新事業体系移行への重要課題のひとつであり、施設・事業所等からの「の

平成十九年度に援助・

助・助言も数多く行いました。

その他、地域生活移行の状況や手法、障害の重度化した利用者や医療的ケアを必要とする利用者の診療体制および日常生活での支援方法、高齢知的障害者の支援方法、日中活動サービス等に関する援助・助言を行いま

した。本年度の援助・助言の事例としては、五月にS県の障害者支援施設へ「重度知的障害者の個別支援計画のあり方について」、十月にはT県リハビリテーションセンターに「高齢化した知的障害者への支援について」の研究への講師派遣などがあります。

なお、当法人では、よりいっそう適切な援助・助言を積極的に行いたいと考えており、ホームベ

ージ等においてさまざまな情報発信も行っております。お尋ねになりたいことがございましたら、まずは電話・メール等でお気軽にお問い合わせください。

(事業調整部

サービス調整係主査

須藤 周次)

護の利用を勧めても、手続きの手間等を理由に保護者が利用をためらうケースもあるなど、地域による違いや従業者としてのものどかしさなどについて、参加者同士が共有・共感したほか、「こうなる」ともつといい」という行動援護に対する要望も聞くことができました。

平成20年度の中央セミナー(地方版)今後の開催予定

開催予定研修	日 程	会 場 等
【愛媛県研修】	10月27日(月)～29日(水)	①愛媛県総合社会福祉会館(27日) ②愛媛県身体障害者福祉センター(28・29日)
【東京都研修】	11月25日(火)～27日(木)	品川区立中小企業センター
【岩手県研修】	12月16日(火)～18日(木)	①岩手県医師会館(16日) ②岩手県盛岡地区合同庁舎(17・18日)
【佐賀県研修】	1月26日(月)～28日(水)	グランデはがくれハーモニーホール
【調 整 中】	2 月	調整中

今後、開催を予定している中央セミナーは、表のとおりです。多くの方のご参加をお待ちしております。

なお、本研修等に関するお問い合わせは、企画研究部の水田・村岡(〇二七三〇一三六七)までお願いいたします。

ている「事前・事後チェックリスト」の結果については、受講者全員の正解率が上がっており、本研修により従業者ないし行動援護に関係する方々の知識が向上したことが確認できました。研修での学びを、現場での支援や、養成機関における講義内容に生かしていただければと願っております。

(企画研究部

研究係 村岡 美幸)

第11回及び第12回会議の概要

会の発足から四年目の後半となった、平成19年11月28日に開催された第11回会議、および平成20年3月26日に開催された第12回会議の概要を報告します。

第11回会議

群馬県障害政策課から、ニュースレター14号の「第10回会議の概要」でも紹介しました「受診サポートメモリー（群馬県版）」（以下、「サポートメモリー」）について、その後の配布状況等に関して報告がありました。まず、平成十九年九月十八日付の地元紙上毛新聞に、サポートメモリーについての記事が、わかりやすい説明とともに大きく取り上げられたこと。また、サポートメモリーの作成数は四万部で、それを知的障害者福祉協会関係団体、医師会、市町村、県の行政機関、学校、養護学校等に配布した結果、残部はわずかであること。さらに、併せて作成した「待つことが苦手な人がいます」知

的障害・発達障害の人達もこの町に暮らしています」（群馬県、群馬県医師会、群馬県歯科医師会）の標語の入ったポスター三千部を、県内の全医療機関等に配付したことが報告されました。また、これらのことにに対し、群馬県自閉症協会の方が県庁に來られた際、「非常に感謝しており、引き続き啓発を図ってほしい」と発言されたことや、九月の県議会において野党系の議員から、サポートメモリーについての応援演説のような一般質問があったことが報告されました。

群馬県医師会から、「障害者の方を診る」（仮題）という冊子の発行を検討中という報告がありました。座長である群馬大学の三國先生からしても、冊子等に関し群馬大学としてできる範囲のお手伝いをしたい旨の発言がありました。その内容については、医療・福祉関係者だけでなく、いわゆる一般の方にも分かりやすいものがよいという要望が出されたほか、知的障害等が専門ではない医師がよく理解できるものが良いのではないかとという意見もありました。

群馬県手をつなぐ育成会から、平成十九年九月に関東甲信越大会が開催された際に、四十一年の歴史の中で初めて分科会の中で「医療」という問題を取り上げたとの発言がありました。（その分科会では、群馬整肢療護園の清水園長および当法人の網野理事により、障害者の医療およびサポートメモリーの紹介等を含む講演が行われました。）

のぞみの園から、「知的障害、自閉症、広汎性発達障害などコミュニケーションに障害のある患者の診療または相談を行う県内医療機関一覧」（以下、県内医療機関一覧）のリストを、ホームページに

登載したという報告をし、県や医師会がリンクしていただけるとありがたいとお願いをしました。県自閉症協会からは、既にリンクしており、会員からも好評だという報告がされました。

群馬県から、車いす使用者用の駐車場を確保するなど「人にやさしい福祉のまちづくり」という方針で、色々な施策を考えているという発言がありました。また、医療と福祉については障害者自立支援法施行で、市町村ごとに自立支援協議会が発足したが、自発的な話し合いができるよう、県も協議会を作り、バックアップしたいとの発言がありました。さらに、グループホームやケアホームを作りやすくしていくため、市町村から委託を受けた相談支援事業者に対して、県も研修等を通じて養成に努めている、との報告がありました。

各施設から、現在の自立支援法では、報酬単価が非常に厳しくてなかなか良い状況にない、あるいは移行について法の見直しを待ちたい、という施設が多いとの発言がありました。

保護者から、自分が面倒を見られなくなった時等のことを考えると、施設がなくなってしまうことに非常に不安があるという発言がありました。さらに、将来を踏まえて、少しでも生活体験ができるように体験型グループホームを作り運営してきたが、大変難しいので公的な援助が欲しいとの発言がありました。また、それに対する県の回答は、体験型をどう扱うか、もう少し検討したいというものでした。

最後に、群馬県重症心身障害児（者）を守る会から「民間のその類の施設は大部分が、ボランティアや篤志家によるものであるということを知ってほしい。また、障害政策に関わる問題等について、県の行政組織は三障害が一緒にあったが、実際の障害者団体等は、必ずしもひとつになっていない。三障害が一本になる受け皿のようなものを作って欲しい」との発言があり、座長が、「本質的な問題が出てきて良かった。施設の必要性という、現実問題に対応しなくてはならない。県にも色々ご協力いただきたい」と述べられて終了しました。

議論が白熱し、予定時間を8Pに続く

オーバーする長時間の会議でした。

第12回会議

冒頭に、県重症心身障害児（者）を守る会副会長の訃報が伝えられました。当事者にとっての発言は、毎回心に染みるものがあり、かつ、それだけにとどまらない全体や先を見据えたものでした。全員で黙祷を捧げてから議事の開始となりました。

まずは、前回会議の関連で、のぞみの園ホームページに登載された県内医療機関一覧は、実際に受診可能な医療機関名が載っていないケースがあるとの発言がありました。この原因は、医療機関が受診可能であるとの意思表示をした場合に、県医師会経由で会の事務局に情報が入り、ホームページに登載する仕組みにあり、改善のために、いつその周知を行うこととしました。

また、県内医療機関一覧には、医療機関側のコメント欄があるのでぜひ活用して、それぞれの医療機関ならではの

メッセージをいただきたいとのお願いをしました。

手をつなぐ育成会からは、体験型のグループホームを作って二年が経過し、新年度から高崎市の家賃補助を受けられるこ

とになりありがたいが、制約が付くことに悩んでいる。また、行政は緊急的なグループホームを作って地域支援をしてほしいとの報告や要望がありました。座長からは、二年間の実績があつてこそ認められつつあるということ、のご指摘もありました。

次に、当法人の田中上席調査役が「先駆的な地域移行の実践事例について」と題し、自身が全国で初めて開始したレスパイトサービスについての紹介や、長野県北信圏域障害者生活支援センター作成のDVD上映と併せて同県の取り組みを、さらにある市町村

コミュニケーションがとりにくい 障害のある方を診る

待つことが苦手な人がいます



この絵は、知的障害のある方が、パソコンで書いた絵です。

知的障害・発達障害の人達もこの町に暮らしています

群馬県医師会 発行

群馬県医師会HPに全文が登載されています。是非ご覧ください。

自立支援協議会を活用して、医療を含めた問題の解決策が生まれた事例と県の自立支援協議会の役割について報告しました。

自立支援協議会の現状は、市町村間のバラツキが大きく、医療関係者間でも周知されていません。また、医療分野に対しては、当事者・家族が要求や訴えなど発信しやすいよう相談事業者側がコーディネートしていく役割が大事であり、行政を動かすには家族の動きや強い思いが力になるとの発言がありました。

続いて、「コミュニケーションがとりにくい障害のある

方を診る」(県医師会報増刊号)についての報告が、この冊子の提案者でもある県医師会副会長よりありました。群馬大学教員、医師、歯科医師、保護者等の方々及び網野理事が編集委員として参加し、何度かの編集会議を経てまとめたものです。医療を提供する側の知識の向上等を図るため、県医師会・歯科医師会員全員の他、関係機関に配布する予定とのことでした。さらに、著者の方々や県から、医師会報の特集号として出せたことは素晴らしい、先駆的でユニークな試みである、等の所感が述べられました。

配布後、半年を過ぎたサポートメモリーの使用状況等について各団体から、周知が不十分なため団体の機関誌などで広めたい、知っている人は概して好印象、記入の仕方が説明不足、すでに活用している施設等もあり好評、等の情報が寄せられました。

最後に、この今後の課題・方向性について議論しました。県に対して、この会をオフィシャルなものにできないかとの提案もありましたが、座長は「今後については、皆さんと相談しながら決めたい。少し前からしてほしい。四年間の成果(サポートメモリー、県内医療機関一覧、医師会報増刊号等)も色々あがってきている中で、今後の新たな歩みを検討したい」との発言にまとめられ、終了となりました。

企画研究部研究係長

(群馬県知的障害者の

医療を考える会事務局)

樋口 幸子

【発行】

独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園

〒370-0865 群馬県高崎市寺尾町2120番地2 TEL 027-325-1501 (代表) FAX 027-327-7628 (代表)

ホームページ <http://www.nozomi.go.jp> Eメール webmaster@nozomi.go.jp

【ニュースレター関係連絡先】

TEL 027-320-1322 (企画研究部) FAX 027-320-1368 (直通) Eメール info_center@nozomi.go.jp